

平成26年度

第1回 宇都宮市国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時 平成26年7月31日(木) 午後4時30分～

2 会 場 宇都宮市役所14階 14A会議室

3 出席委員

被保険者代表

保坂 寿 委員 荒川 恒男 委員 鹿野 順子 委員

大森 澄雄 委員 山角 庸岐 委員 吉澤 勝 委員

保険医・保険薬剤師代表

稲野 秀孝 委員 吉田 良二 委員 菊池 進一 委員

北條 茂男 委員 赤沼 岩男 委員 廣田 孝之 委員

公益代表

高橋 美幸 委員 塚田 典功 委員 金子 和義 委員

岡地 和男 委員 山口 建一 委員 山口 裕 委員

笹川 陽子 委員

被用者保険代表

栗田 昭治 委員 郷 孝夫 委員 野中 貞明 委員 (以上22名)

4 欠席委員

被保険者代表

山口 ゆりえ 委員

保険医・保険薬剤師代表

齋藤 公司 委員 (以上 2名)

5 出席職員

保健福祉部長	川中子 武保	保健福祉部次長	須藤 浩二
保険年金課長	橋本 一守	保険年金課長補佐	大野 貴司
管理グループ係長	薄井 季之	国保給付グループ係長	西田 真実
国保税グループ係長	高栖 守能	収納グループ係長	大塚 伸昭
滞納整理グループ係長	中村 正基		
管理グループ総括主査	関本 耕司	国保給付グループ総括主査	小井川 雅美
国保税グループ総括主査	高賀茂 泉	収納グループ総括主査	古川 信也
滞納整理グループ総括主査	大山 剛		
健康増進課長	鈴木 裕之	健康診査グループ係長	岡田 美穂子

6 会議録署名委員

保坂 寿 委員 北條 茂男 委員 (議長指名)

7 付議事項

(1) 報告事項

- ・ 報告第1号 平成25年度国民健康保険特別会計の決算状況（見込み）について
- ・ 報告第2号 国保財政健全化に向けた平成26年度の主な取組について
- ・ 報告第3号 平成26年度国民健康保険税の賦課状況について
- ・ 報告第4号 納期前納付報奨金（前納報奨金）の廃止について
- ・ 報告第5号 保険税賦課限度額について（概要等）
- ・ 報告第6号 宇都宮市国保経営改革プランの改定について

(開会 午後4時30分)

【事務局】 それでは定刻となりましたので、ただ今から、平成26年度第1回宇都宮市国民健康保険運営協議会を開会いたします。私は保険年金課管理グループ係長の薄井と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。はじめに、会議の定足数について御報告いたします。本協議会の定数は、24名であります。ただ今、到着が遅れている委員の方もいらっしゃいますが、規則に定める、半数以上の委員が出席されており、会議の定足数を充たしております。

すので、本会議が成立していることを、事前に御報告させていただきます。

次に、本協議会の役割について御説明させていただきます。会議資料の1ページ、資料1をお開きください。

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に設置される附属機関であります。国民健康保険の運営に関する重要事項について市長から諮問があったときは、審議して答申を行い、また、国民健康保険の運営について、必要があると認めるときは、審議して市長に意見を提出することができます。なお、本市では国民健康保険税の税率につきまして、2年ごとに見直しの協議を行っており、昨年度がその年に当たりましたことから、市長から諮問を受け 答申をまとめていただいたところでありま

す。

次に、委員の皆様を御紹介申し上げます。委員の皆様の任期は2年で、来年の6月末までとなっておりますが、今回、6名の委員の方が新たに就任されております。会議次第をお開きいただきますと、その次に名簿がありますので御覧ください。

まず、被保険者を代表する委員7名の方を御紹介申し上げます。

(委員名簿に基づき紹介)

次に、保険医・保険薬剤師を代表する委員7名の方を御紹介申し上げます。

(委員名簿に基づき紹介)

続きまして公益を代表する委員7名の方を御紹介申し上げます。

(委員名簿に基づき紹介)

最後に、被用者保険等保険者を代表する委員3名の方を御紹介申し上げます。

(委員名簿に基づき紹介)

なお、事務局職員につきましては、この名簿の裏面に記載しました事務局名簿のとおりでございます。

続きまして、会長選出であります。昨年度会長を務めていただきました塚田委員が6月

9日付けで会長職を辞職され、現在、会長が不在となっております。会長不在の間は、国民健康保険法施行令第5条第2項の規定により、会長職務代理者による代行をお願いいたしたく、岡地委員に仮議長をお願いいたします。それでは、岡地委員には議長席にお移りいただき、進行をお願いいたします。

【仮議長】 仮議長を御指名いただきました岡地でございます。委員の皆様の御協力を賜りまして、役割を努めてまいりたいと存じます。

それでは、次第1、(3)の「会長の選出」についてであります。選出方法について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 お手元の資料の5ページの資料2を御覧ください。会長の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条によりまして、会長は、「公益を代表する委員の中から選出する。」とされております。また、選出方法につきましては、宇都宮市国民健康保険規則第15条によりまして、無記名投票とされておりますが、委員の皆様に異議がないときは、「指名推薦の方法を用いることができる」と規定されておりますことから、従来、この指名推薦の方法で会長の選出を行ってきたところであります。

【仮議長】 ただ今、事務局から説明がありましたように、従来、指名推薦の方法によりまして、議長につきましては選出しておりましたので、今回も同様に指名推薦により会長を選出することで、いかがでしょうか。

【委員】 (異議なしの声)

【仮議長】 御賛同いただきましたので指名推薦とさせていただきます。どなたか推薦をいただきたいと存じます。

【委員】 会長には、議員を4期務め、議長並びに、議会各種委員会の委員長を歴任されており、また、過去にも本協議会長を務められた御経験をお持ちの「金子和義委員」が、重要な国保財政のかじとり役として国民健康保険運営協議会会長にふさわしいと思いますので、推薦いたします。

【仮議長】 ただ今、稲野委員から、「金子委員」を推薦する旨の発言がありましたが、いかがでしょうか。

【委員】 （異議なしの声）

【仮議長】 異議なしのお声がありました。御異議ございませんので、本協議会の会長は「金子委員」に決定いたします。皆様方の御協力によりまして、新しい会長が決定いたしましたので、これからの進行につきましては、会長にお願いいたします。御協力ありがとうございます。

【事務局】 岡地委員、ありがとうございました。それでは、ただ今、会長に選出されました金子委員には、会長席にお移りいただき、御挨拶をお願いいたします。

【会長】 ただ今、皆様方の御推薦により、会長職を仰せつかることになりました金子和義でございます。

さて、昨年度、本協議会におきましては、本市 国民健康保険制度の健全な運営を図るため、保険者としての経営努力や税負担のあり方などについて様々な御意見をいただき、議論に議論を重ねた結果、実に平成20年度以来となる税率改定をまとめられ、委員の皆様方の大変な御苦勞、御尽力に敬意を表したいと存じます。

御承知のとおり、現在、国保制度については、構造上の問題を解決すべく、国と地方が、とりわけ本県においては福田知事が全国知事会の代表として、保険者が移行する平成29年度までを目途に、新たな財源の確保策などを含めた抜本的な財政基盤の強化策などを巡り、幅広い議論が展開されているところであります。

本市におきましても、こうした動向を注視しつつ、本市国保制度の将来にわたる安定的な運営に向け、引き続き、収納率の向上や医療費の適正化、更にはこれら取組を支える国保経営改革プランの改定など、より一層、保険者としての経営努力に取り組むことが必要であり、そのためにも、本協議会がその機能を十分に発揮し、本市国民健康保険事業の健全な運営に尽力すべき責務を強く感じているところであります。

どうか委員の皆様方の、これまで以上の御支援、御協力をお願いいたしまして、簡単ではありますが、就任の挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。それでは、宇都宮市国民健康保険規則第4条に基づきまして、これからの進行につきましては、金子会長をお願いいたします。

【会長】 それでは早速ですが、はじめに、会議録署名委員の選出を行います。

宇都宮市国民健康保険規則第13条第4項の規定により、会議録に署名すべき委員は、議長のほか2名を議長が会議に諮って定めることになっておりますので、「保坂寿委員」と「北條茂男委員」をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 (異議なしの声)

【会長】 御異議ございませんので、今回の会議録署名委員は「保坂寿委員」と「北條茂男委員」をお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思いますが、会議次第に従いまして、進めてまいります。

議事の(1)の「報告事項」ですが、「報告第1号 平成25年度国民健康保険特別会計の決算状況(見込み)について」と、その次の「報告第2号 国保財政健全化に向けた平成26年度の主な取組について」、また、「報告第3号 平成26年度国民健康保険税の賦課状況について」は、関連がございますので、一括して事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【会長】 事務局の説明が終わりました。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

【委員】 決算について、国保税の収納の関係ですが、所得階層別の滞納者の世帯の状況を、大まかで結構ですので御教示ください。

【事務局】 ただ今の、所得階層別の滞納状況であります。直近の状況で、滞納世帯数は、合計で、全体17,655世帯であり、うち、無所得の方は6,464世帯、22.45%を占めております。次に、33万円以下が919世帯、100万円以下が2,675世帯、2

00万円以下が4,215世帯,300万円以下が2,086世帯,400万円以下が740世帯,500万円以下が282世帯,500万円を超える世帯が274世帯であります。滞納率で申し上げますと,33万円以下が15.18%,100万円以下が20.34%,200万円以下が22.18%,300万円以下が22.26%,400万円以下が18.27%,500万円以下が15.53%で,500万円を超える方が7.99%であります。全体で見ますと,20.61%が滞納世帯でありまして,所得別で見ますと,所得無しの滞納率が22.45%と一番多く,続いて200万円から300万円以下の滞納率が,22.26%と高くなっている状況であります。

【委員】 今の説明をお伺いいたしますと,減免世帯に該当するような低所得世帯の滞納が多いように思えます。こういう中で,資格証明書の発行も多いと感じておりますが,この資格証明書の発行が,こうした所得200万円以下の層にどのくらい該当者がいるのでしょうか。また,先ほど,収納率の向上の中で,様々な努力をされて,収納率が上がったことに対しましては,敬意を表したいと思いますが,こうした所得が200万円以下の人の中で,差押えをされた件数があるのか,あるとすれば何件くらいかを教えてください。

【事務局】 資格証明書についてであります。報告第2号の資料の14頁にありますとおり,平成25年度につきましては4,000件弱の交付件数となっております。この件数につきましては毎年保険証を更新する際の件数であり,この後,納税相談や指導により納税いただきました結果,直近の数字といたしましては約2,200件となっている状況であります。なお,所得階層による統計はとっておりませんので了承いただきたく存じます。次に,差押え件数についてであります。こちらも所得階層による統計はとっておりません。これにつきましては,電話催告や文書催告等を差し上げまして,連絡がなかった世帯につきましては,財産調査等を行わせていただき,例えば,預金のある方,また,生命保険に入っている方などにつきましては,やむを得ず,差押えをさせていただいている状況であります。

【委員】 低所得者の方々は,国保税もそれほど高くはないですが,一方で減免も受けていな

いから払えないといった、これは国保制度が抱える構造的な問題との関係もあるかと思いますが、大変な状況になっております。そういう中で、資格証明書などについては、先ほど御説明がありましたが、特別な事情のある人については除くということが大原則となっている中、資格証明書を発行して、納税相談に導いていくと繰り返し説明されていますが、そういう事務のされ方では、払いたくても払えない状況にある低所得者の皆様も、場合によっては相談になかなか来ることができない方も含めて、特別な事情の確認がされないまま、資格証明書の交付が機械的に行なわれているのではないかと、いうことを心配してしまいます。そのあたりがどのような状況になっているのかを確認しておきたいと思います。それと、今回の決算において、やはり、低所得の人が払いきれないような状況で滞納などもされているわけですが、こういうことも含めた中で、国保では、国保法第44条において、医療費の一部負担金の減免、免除ということもきちんと法に謳われているわけですが、この適用は25年度でどのくらいあったのか、教えてください。

【事務局】 資格証明書についてであります。こちらは10月1日に交付しておりますが、その後、交付者には、定期的に電話催告や訪問、文書催告をさせていただいております。これによって、窓口や電話で滞納者の状況を伺わせていただき、一部を御納付の上、短期証または一般証を交付している状況であります。また、どうしても納付が困難な方につきましては、窓口で特別の事情に関する届書を記載していただいた上で、短期証を交付しているところがあります。

【事務局】 一部負担金の減免につきましては、年間数件の相談をいただいておりますが、最終的に減免適用になった数は、昨年度はありませんでした。

【委員】 2013年8月1日付けの国保新聞に掲載された、国立社会保障・人口問題研究所による「生活と支え合いに関する調査」結果であります。その調査対象のうち、14.2%が過去1年間に必要な医療を受けられなかったと国保新聞に出ています。そういう点でも、やはり先ほど言いましたように、低所得の人たちで、命の綱である国保の税をなかなか払い

きれないでいるという現状におきましては、やはり私はこの第44条の適用というのは、実際には宇都宮市民の国保の被保険者の中にもかなりの方の適用があるはずではないかと思っていますので、この辺りについては、前回の会議での質問に対するお答えの中では、医療の抑制などは起こっていないと事務局の答えでありましたけども、本当にそうなのか、ということについてきちんと検証いただいて、文字通り国民健康保険法が市民の命を守るところにつながってくるような、そういうような事務の執行をお願いしたいと、これは要望ということにしておきたいと思います。

いろいろあるのですが、もう一点、絞ってお聞きしますが、報告第2号の国保財政健全化に向けた26年度の主な取組の中での、17頁の「特定健康診査・特定保健指導の推進」ということで、25年度の実績が出て、また26年度の取組の方向が示されているわけでありますが、国保新聞によりますと、厚労省が7月4日に発表した24年度の特定健診、特定保健指導の実施状況については、市町村国保の特定健診実施率が33.7%、それから、保健指導の実施率が19.9%ということでありまして、一生懸命現場が頑張っているとは思いますが、やはりこの受診率も平均にいかない、指導率においては、まったく全国的な平均到達点から比べると問題にならない数字になっており、やりますと言うだけでは、この辺の根本的な解決にはならないのではないのでしょうか。今年度の取組も意欲的に取り組んでいるとは思いますが、そういう点で先ほどの決算との関係で、特定保健指導などの健康づくり事業については、予算対比で約90%とのことですが、こういうところで、もっとこの保健指導と、それから健康づくりのところにお金を使うことはできないのでしょうか。もう少し、例えば、特定健診などについても、もっと市民に受診することが大事であると、そういうことが国保の医療費を抑えて、それが転じて国保税も抑えられることにつながるということ、そういうことを含めて、もう少し市民への思い切った取組というのはできないのでしょうか。やっていますと言っておきながらこの数字では全然話にならないと思っています。その点どうでしょうか。

【事務局】 ただいま御指摘いただきましたとおり、先般、国によって、平成25年度の受診率がまとまって公表されたところであります。今、お話がありましたとおり、市町村全体について33.7%という数字がありますが、そのうち、10万人以上の大規模な保険者については27.6%、保健指導につきましても14.8%と、特に10万人以上の規模のところとそれ以外のところとで差がありまして、規模の大きい保険者ほど受診率に課題を抱えているという傾向があることは事実であります。それに対しまして、本市では、これまでも様々な取組をしておりますが、受診率が伸びない要因の一つといたしまして、健診意識の醸成がなかなかまだ進んでいないということが一つ挙げられます。25年度に国保連に御協力いただきまして実施いたしました未受診者を対象としたアンケートにつきましても、「案内を見えない」、「見たけれども内容を理解していない」といった回答が大半を占めているという結果がありまして、引き続き国保だよりや広報紙といった様々な媒体を活用しまして、わかりやすい広報に粘り強く努めてまいりたいと考えております。

また、今年度、新たな取組といたしまして、17頁になりますが、先ほど御説明いたしました「健診PR応援事業」につきましては、健康づくり推進委員と連携した健診の普及啓発や、健診受診者に対して商品の割引等を提供していただく企業の募集を行いまして、連携しながらPRしていこうとする、広報活動の強化も期待される事業であります。また、18頁になりますが、保健指導につきましても、これまでの事業に加えまして、市保健センターで実施している健康教育を活用した特定保健指導ですとか、節目健診における特定保健指導利用勧奨などを行いながら、更に受診率の向上、特定保健指導率の向上に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

【委員】 現場で一生懸命やっているのはわかります。そういう中で、今おっしゃられたように、大きな自治体ほど、確かに小さなところではある意味やりやすいということはあるかもしれないですが、大きなところは、やはり大きくやらないと市民の皆様にはなかなか伝わらないと思います。また、先ほどの事務局説明の中で市有車にマグネットをつけるという話が

ありましたが、こちらは市有車の何台につけているのでしょうか。

【事務局】 6台につけております。今のところ6月からの4ヶ月間という期間の掲載であります。今後も継続的に掲載できるよう努めていきたいと考えております。

【委員】 6台ということですが、始まったことについては大きな評価をしたいと思えます。しかしこの広い宇都宮でこれだけ車が走っている中で6台につけても全然わからないと思えます。和歌山では路線バスの一面に広告を出しています。宇都宮もこれくらいのダイナミックなスケールの大きい周知啓発の徹底を図らないと、やらないよりはいいですけども、マグネット6台をつけただけでは効果がないと思えます。予算においても保健事業費が減額されていますが、この辺のところは思い切って予算をつけて、健診を受けて、病気の早期発見、早期治療に取り組むとしたほうが、十分元は取れると思えます。この宇都宮で6台のマグネットをつけたくらいの姿勢では全く問題にならないと思えますがどうでしょうか。それでいいのでしょうか。

【事務局】 今年度、新規の取組として公用車へのマグネット広告掲載の紹介をさせていただきました。このほかにも、昨年度から始めました国保連によるラジオでの広報や、県内全体を通じた新聞広告、それから、今年度からの取組として、市だけでなく民間と連携した広報活動を強化していくものということで、健診PR応援事業等を26年度の取組に盛り込んだところがあります。

また、もう一つ関連した取組といたしまして、19頁になりますが、昨年度から、行政だけではなくて、職域保険と連携して、働く世代の健康課題について、対応策を連携しながらアプローチしていこうとする趣旨で、協議会を立ち上げたところがあります。こういった場を活用しながら、一緒に連携して受診率の向上に向けて、機運を高められるような取組を行なっていくことで、周知啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

【委員】 今おっしゃったように、多種多様な取組をしていることはわかります。ただ、そのスケールをもっと51万人の市民がいる宇都宮なのですから、それぞれの多種多様な取組を

大きな考え方、スケールで取り組まなければ、やはり宇都宮では通用しないと思います。この辺のところを、部長を先頭に考えてもらいたいと思っています。要望として捉えていただいてこれで終わります。

【委員】 今の御意見はごもっともだと思います。ただ、低所得者だからということではなく、低所得者の方というのはお金がないからそのままにしているというケースが結構多いのではないかと思います。やはり低所得者の人だからこそ相談に行って、今後どうしたらいいのかというふうなことをやらなければいけないと思います。行かないと、何をどうしたらいいかわからないので放置のままになってしまいます。そうすると滞納になっていってしまうというのが現状だと思います。やはり、低所得者だから相談が恥ずかしいというのではなく、収入がないから払えないのだから相談に行くというような、要するに市民のほうの、市民に対する啓蒙活動といいますか、教育というものをしっかりやっつけていかなければならないと思います。市役所が積極的にそっちに行きなさいと言っても、市民にはやはり限度があると思います。逆に困っている低所得者のほうから相談に行って、私はこれこれこういう状態だからどうしたらこれを解消できますか、ということ相談できるような状況を作ってあげることが必要だと思います。

あと質問なのですが、21頁の3の軽減額の内訳のところですが、保険税の5割軽減世帯がこれだけ増えているということでこの年齢構成比の内訳がわかれば教えていただきたいと思います。例えば高齢者に多いのか、生産年齢人口に多いのか、ということで、また違ってくるのではないかと思うのですが、景気がよくなれば、生産年齢人口が多い場合は、それは少しずつ解消できるのではないかなとかかわかると思うのですが、お願いします。

【事務局】 年齢構成についてのデータは残念ながら持ち合わせておりません。この5割軽減につきましては、25年度から26年度にかけましては、税制改正によりまして、軽減額の判断基準の拡充がなされたところであります。これまで、5割軽減については2人世帯以上が対象となっておりますが、26年度からは1人世帯の方も5割軽減の対象となったところ

であります。国保全体で見ますと、被保険者の世帯あたりの人員平均は1.7人程度であります。非常に単身化が進んでおります。更に言えば、国保全体におきましては高齢化も進んでいる状況であります。こうしたことから類推いたしますと、5割軽減の方は、どちらかといえますと高齢者が多いのではないかと想像できるところであります。ただ、繰り返しになりますが、統計データがありませんので、残念ながらはっきりしない状況ではあります。

【会 長】 そのほか御意見、御質問等ありますか。特に、ないようですので、それでは次に、「報告第4号 納期前納付報奨金（前納報奨金）の廃止について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 （資料に基づき説明）

【会 長】 事務局の説明が終わりました。御意見、御質問がありましたら御発言をお願いいたします。

【会 長】 御意見・御質問がありませんので、次に、「報告第5号 保険税賦課限度額について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 （資料に基づき説明）

【会 長】 事務局の説明が終わりました。御意見・御質問がありましたら、お願いします。

【委 員】 これは次回協議になるかと思っておりますので、今回は1点だけお聞きしたいと思います。社会保障審議会の医療保険部会で、最高限度額については、今までですと、給与収入で980万円、年金収入で960万円で限度額に達するとなっておりますが、今回、最高限度額の引き上げを行なうと、給与収入で1,000万円、年金収入で990万円のところが限度額に達すると試算を行なっているようではありますが、実際にはそれぞれの保険者の保険料水準では1,000万円や990万円で限度額に達するのではなく、もっと低い金額で限度額に到達してしまう自治体もあるという点で全国ばらばらだと思っておりますが、その点、本市の場合は、いくらで限度額に到達するのでしょうか。

【事務局】 25年度の税率の時には試算をしておりますので、委員のおっしゃる程度の金額であ

りましたが、今後、限度額を引き上げた場合の試算につきましては、次回の運営協議会でお示しさせていただきたいと思えます。

【会 長】 そのほかありますか。それでは、御意見・御質問がないようですので、次に、「報告第6号 宇都宮市国保経営改革プランの改定について」を、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【会 長】 事務局の説明が終わりました。御意見・御質問がありましたら、お願いします。

【委 員】 今、マスコミなどでも、保険者が県に移行するといったことについていろいろ注目されておりますが、こういった中で、国保基盤強化協議会においてもいろいろと論議がなされ、全国知事会での論議なども、聞いたところでありますが、今の状況ですと、消費税増税分から2,200億円と、後期高齢者支援金への総報酬割の導入ぐらいの財源しか示されていないわけですが、これで本当に国保の運営をやっていけるのかはなはだ心もとないと思うところがあります。福田富一知事も社会保障関係の会議に参画されているわけで、その中で1兆円くらい国が出さないとやっていけないと言っているわけですが、国はなかなかいくら出すとはいえない状況の中、福田知事もやきもきしているのではないかと思います。こうした中で、本市の佐藤市長は、全国市長会との関係の中で、こういった財源問題について、国に対して1兆円の要求というところは一致した考えでやっているのでしょうか。その辺りについて、本市の保険者としての佐藤市長の今の対応がどうなっているのかお聞きしたいと思います。

【事務局】 今回の新聞等で発表されています、委員御指摘の内容につきましては、現在、知事会、市長会、町村会の代表等からなる国保基盤強化協議会として国と協議しているところがあります。国への支援については、宇都宮市といたしましても、御承知のとおり、以前から市長会を通じて、国庫負担の引き上げなど、支援内容の増額について要望しているところがありますが、今回の1兆円という具体的な金額につきましては、特別、議論に参加はしてはおりません。

【会 長】 そのほかありますか。それでは、御意見・御質問がないようですので、次に、議事の「(2) その他」に移ります。委員の皆様から何かありますか。

特にないようですので、それでは次に大きな3の「その他」に移ります。

議事以外のことで、まず、委員の皆様からは何かありますか。

ないようですので、事務局からは、何かありますか。

【事務局】 協議会の今後の日程について御説明いたします。ただいまの報告第6号の次に、右上に「その他」と記載しております「平成26年度協議会の開催予定」を御覧ください。今年度の会議につきましては全3回程度を予定しております。開催時間につきましては本日と同様に、すべて午後4時30分からを予定しているところであります。

まず次回第2回の会議が、10月2日（木）に本庁舎内の14大会議室にて、また、第3回の会議を年明け2月19日（木）に本日と同じ14A会議室にてそれぞれ開催を予定しております。事務局からは以上でございます。

【会 長】 他にありませんか。

ないようですので、これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。長時間、熱心な御討議をいただき、ありがとうございました。

【事務局】 金子会長、そして委員の皆様、本日は、ありがとうございました。これで、平成26年度第1回宇都宮市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午後6時00分)

この会議録に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会 長 金子 和義

委 員 保坂 寿

委 員 北條 茂男